

象牙市場の実態調査 報告書

令和2年12月

東京都 政策企画局

政策調整部政策調整課

目 次

1. 調査概要.....	1
1) 目的.....	1
2) 調査の対象.....	1
3) 回収率.....	1
4) 実施概要.....	2
5) 集計方法.....	3
6) 報告書利用上の留意点.....	3
7) 象牙製品の種別について.....	4
2. 調査結果	
1) 事業内容について.....	5
1-1 現在の業態.....	5
2) 象牙製品等の取扱いについて.....	6
2-1 象牙製品等の取扱いの有無.....	6
2-2 象牙製品種別の製造・加工の有無.....	6
2-3 象牙製品種別の卸売・小売の有無.....	7
3) 象牙製品等の在庫について.....	8
3-1 象牙製品等の在庫.....	8
3-2 カットピース・端材及び全形を保持した象牙の在庫.....	9
4) 東京都指定の伝統工芸品の取扱いについて.....	11
4-1 象牙を使用した東京都指定の伝統工芸品の取扱いの有無.....	11
4-2 象牙を使用した東京都指定の伝統工芸品種別の取扱いの有無.....	12
4-3 象牙を使用した東京都指定の伝統工芸品種別の在庫（個数）.....	13
5) 象牙製品等の売上、販売先について.....	15
5-1 年間売上金額.....	15
5-2 主な販売先.....	18
5-3 外国人向けの販売の有無.....	18
5-4 外国人向けに販売を行う際の対応.....	19
5-5 インターネットによる販売.....	20
6) 自由意見.....	21
3. (参考資料) アンケート調査票.....	25

1. 調査概要

1) 目的

象牙取引規制については、2019年8月に開催されたワシントン条約締約国会議において、主要な議題となるなど、国際的な議論が高まっているところである。

都では、東京2020大会の開催を控え、今後国際都市としての注目が一層高まる中、その一方で訪都外国人観光客が象牙製品をお土産として購入し違法に外国に持ち出す事例が増加する可能性も懸念されている。

こうした問題に対し、国際都市である東京がなすべき対策を検討するため、都内の象牙に関する市場規模や商品別の取扱高などを把握し、今後の的確な施策展開の一助とすることを目的として、象牙事業者への実態調査を実施する。

2) 調査の対象

一般財団法人自然環境研究センターのホームページ内に公表されている『特別国際種事業者登録簿』（2019年10月31日時点）に記載のある特別国際種事業者について都内の事業者3,019件抽出した。その中で同一の住所、屋号であった40件を除外して、2,979件の事業者宛にアンケート調査票の送付を行った。

2,979件の送付のうち、554件は住所不明等により未着であり、今回の調査対象は2,425件とする。

3) 回収率

発送数 (a)	2,979
未着数 (b)	554
有効配布数 (a-b)	2,425
有効回収数 (c)	1,319
有効回答率 (c÷(a-b))	54.4%

自治体ごとの回収率は以下のとおりである。回収数 1,319 件中、区部は 1,104 件で全体の 83.7%、市町部は 193 件で全体の 14.6%を占める。最も多かったのは中央区で 151 件（11.4%）、次いで、台東区の 95 件（7.2%）、港区の 89 件（6.7%）であった。

地域	区市町名	回収数 (件)	割合 (%)	発送数 (参考)
区部	中央区	151	11.4	300
	台東区	95	7.2	174
	港区	89	6.7	146
	千代田区	68	5.2	141
	新宿区	64	4.9	129
	渋谷区	62	4.7	111
	世田谷区	62	4.7	117
	豊島区	57	4.3	103
	大田区	45	3.4	85
	足立区	41	3.1	59
	杉並区	39	3.0	89
	文京区	38	2.9	61
	葛飾区	36	2.7	53
	品川区	34	2.6	53
	中野区	34	2.6	46
	江東区	32	2.4	59
	江戸川区	27	2.0	51
	練馬区	27	2.0	55
	墨田区	27	2.0	54
	北区	23	1.7	42
目黒区	20	1.5	51	
荒川区	17	1.3	27	
板橋区	16	1.2	70	
区部計		1,104	83.7	2,076

地域	区市町名	回収数 (件)	割合 (%)	発送数 (参考)	
市町部	武蔵野市	23	1.7	37	
	町田市	23	1.7	41	
	八王子市	21	1.6	46	
	立川市	18	1.4	31	
	多摩市	9	0.7	13	
	府中市	9	0.7	15	
	国立市	8	0.6	13	
	三鷹市	8	0.6	12	
	国分寺市	7	0.5	18	
	日野市	7	0.5	9	
	青梅市	7	0.5	7	
	西東京市	6	0.5	12	
	あきる野市	6	0.5	6	
	東村山市	5	0.4	8	
	東久留米市	5	0.4	5	
	昭島市	4	0.3	10	
	小金井市	4	0.3	6	
	清瀬市	4	0.3	4	
	福生市	4	0.3	4	
	調布市	4	0.3	15	
	小平市	3	0.2	12	
	稲城市	2	0.2	7	
	狛江市	2	0.2	5	
	日の出町	2	0.2	2	
	羽村市	1	0.1	2	
	瑞穂町	1	0.1	3	
	市町部計		193	14.6	343
	その他/不明		22	1.7	6
	合計		1,319	100.0	2,425

4) 実施概要

調査期間	令和 2 年 2 月 17 日～令和 2 年 3 月 9 日
調査形式	アンケート調査
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収

5) 集計方法

- 本報告書では、回答すべき箇所が回答されていないものは「無効・無回答」として扱う。
- 本報告書では「無効・無回答」を集計に含めている。したがって構成比は「無効・無回答」を含めた数値で算出している。
- 構成比は全て百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入し算出しているため、合計が100にならない場合がある。
- 図や表、文章では、選択肢の一部や数値の一部(5.0%未満)を省略して表記している箇所がある。
- 複数回答のため回答数の合計と回答者数が一致しない項目がある。

6) 報告書利用上の留意点

- 項目ごとの記載については、項目名、単純集計の分析、単純集計のグラフの掲載の順となっている。
- 回答者数については、項目ごとに異なる。
- 自由記述欄については、誤字などを除き、原則、原文のまま記載している。

7) 象牙製品の種別について

本報告書における象牙製品の種別については、以下のとおりとする。

●象牙製品の種別一覧

種別	製品の例
印章	印鑑、印章、印材等
調度品	置物、根付、香炉等
装身具	ネックレス、ネックレス玉、イヤリング、ブローチ、ループタイ、帯留等
楽器	撥、糸巻、琴柱、琴爪、鍵盤等
室内娯楽用具	サイコロ、麻雀パイ、ビリヤード玉、ビリヤードキュー等
食卓用具	箸、楊枝、箸置き、ナイフ、フォーク等
文房具	ペーパーナイフ、算盤、万年筆、筆等
喫煙具	パイプ、ライター、煙草入れ等
仏具	数珠、念珠玉等
茶道具	なつめ、茶杓、茶筒、茶入れ等
日用雑貨	靴べら、軸先、ふうちん、耳かき、紐根付、キーホルダー等

2. 調査結果

1) 事業内容について

1-1 現在の業態

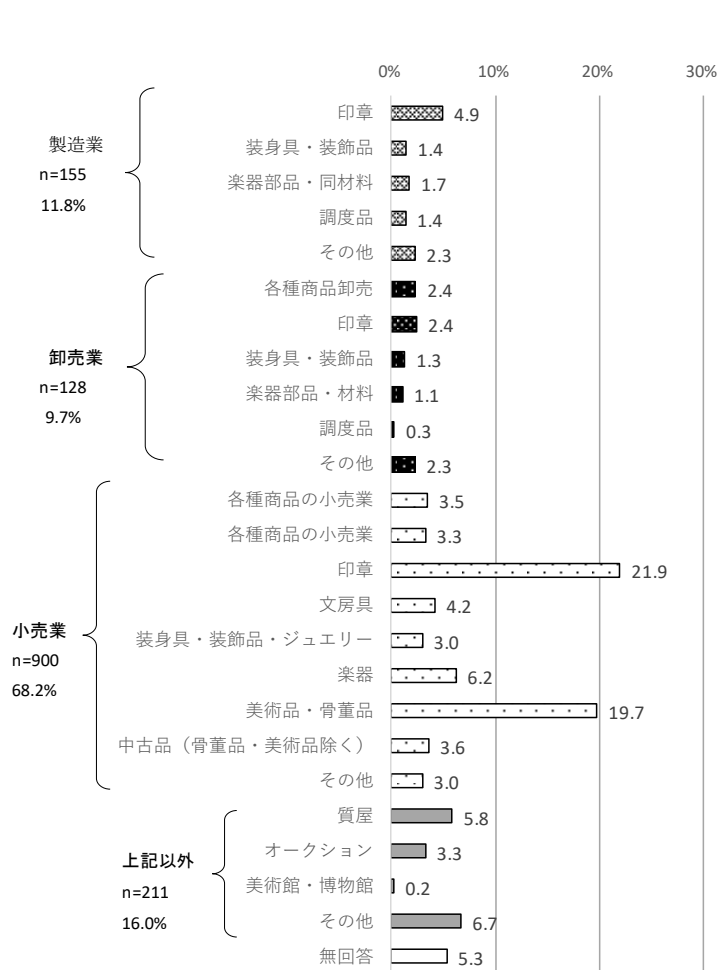
回答事業者の現在の業態は、製造業が11.8%、卸売業が9.7%、小売業が68.2%、それ以外が16.0%となった。その中の分類をみると、「印章」がどの業態の中でも最も多く、製造業で4.9%、卸売業で2.4%、小売業で21.9%であった。

「その他」の記述内容をみると、製造業では、「茶道具」や「表具師」などがあつた。卸売業では、「絵画」や「美術品」があつた。小売業では「玩具」や「画材」があつた。上記以外の「その他」には、「リサイクルショップ」や「古美術商」などがあつた。

※複数の経済活動を行っている場合は、主要な活動（利益や売上高などが最も大きいもの）を選択

※製品を製造して販売している場合は、下記のとおり選択

- ①製造して、事業者に卸している場合→製造業
- ②製造して、店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合→製造業
- ③製造して、製造と同じ場所にある販売施設によって、その場で消費者に販売している場合→小売業



現在の業態

業態	分類	n	%
製造業	印章	65	4.9
	装身具・装飾品	19	1.4
	楽器部品・同材料	23	1.7
	調度品	18	1.4
	その他	30	2.3
製造業 計		155	11.8
卸売業	各種商品卸売	31	2.4
	印章	32	2.4
	装身具・装飾品	17	1.3
	楽器部品・材料	14	1.1
	調度品	4	0.3
	その他	30	2.3
卸売業 計		128	9.7
小売業	各種商品の小売業 (百貨店・総合スーパー等)	46	3.5
	各種商品の小売業	43	3.3
	印章	289	21.9
	文房具	55	4.2
	装身具・装飾品・ジュエリー	39	3.0
	楽器	82	6.2
	美術品・骨董品	260	19.7
	中古品 (骨董品・美術品除く)	47	3.6
その他	39	3.0	
小売業 計		900	68.2
上記以外	質屋	77	5.8
	オークション	43	3.3
	美術館・博物館	3	0.2
	その他	88	6.7
上記以外 計		211	16.0
無回答		70	5.3
回答者数		1319	100.0

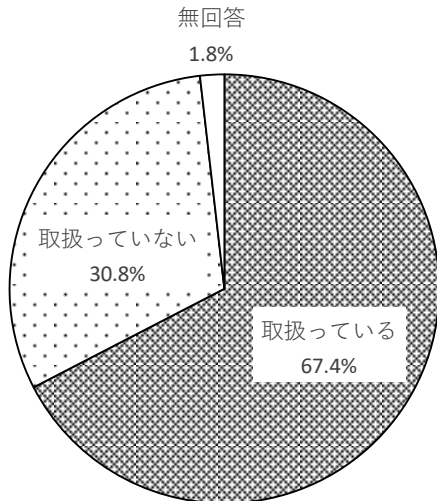
※本項目は一定数以上の複数回答があつたため、複数回答も有効とし集計している。

図表 2-1 回答事業者の業態別の割合 (n=1,319 複数回答)

2) 象牙製品等の取扱いについて

2-1 象牙製品等の取扱いの有無

現在の象牙製品等の取扱いについては、「取扱っている」が67.4%、「取扱っていない」が30.8%と、全体の7割近くは取扱いを行っていた。



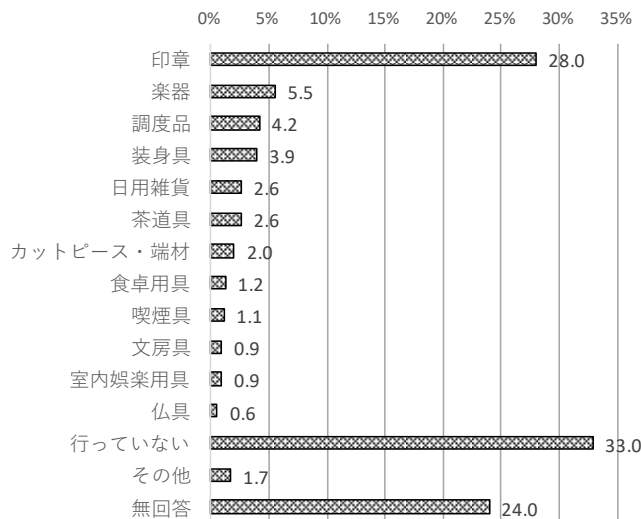
象牙製品等の取扱い

No.	カテゴリー名	n	%
1	取扱っている	889	67.4
2	取扱っていない	406	30.8
	無回答	24	1.8
	全体	1319	100.0

図表 2-2 象牙製品等の取扱いの有無 (n=1,319)

2-2 象牙製品等の製造・加工の有無（複数回答可）

象牙製品等の製造・加工で、最も取扱いが多かったものは「印章」で28.0%、次いで「楽器」が5.5%、「調度品」が4.2%となった。「その他」と回答した記述内容をみると、掛け軸の軸先、根付、釣り具のパーツなどの意見があった。



象牙製品等種別の製造・加工の有無

No.	カテゴリー名	n	%
1	印章	249	28.0
2	楽器	49	5.5
3	調度品	37	4.2
4	装身具	35	3.9
5	日用雑貨	23	2.6
6	茶道具	23	2.6
7	カットピース・端材	18	2.0
8	食卓用具	11	1.2
9	喫煙具	10	1.1
10	文房具	8	0.9
11	室内娯楽用具	8	0.9
12	仏具	5	0.6
13	行っていない	293	33.0
14	その他	15	1.7
	無回答	213	24.0
	全体	889	100.0

図表 2-3 象牙製品等の製造・加工の有無 (n=889 複数回答)

製造・加工をしている製品等が「有」と回答したのは、象牙製品を取り扱っている889事業者のうち383事業者であった。また、主な製品の取扱いについては、383事業者のうち65.0%が「印章」、12.8%が「楽器」、9.7%が「調度品」を取り扱っていると回答した。

2-3 象牙製品等の卸売・小売の有無（複数回答可）

象牙製品等の卸売・小売で、最も取扱いが多かったものは「印章」で46.0%、次いで「装身具」が15.0%、「調度品」が14.7%となった。「その他」と回答した記述内容を見ると、掛け軸の軸先、琴の爪、ボタンなどの意見があった。



象牙製品等種別の卸売・小売の有無

No.	カテゴリー名	n	%
1	印章	409	46.0
2	装身具	133	15.0
3	調度品	131	14.7
4	茶道具	122	13.7
5	楽器	119	13.4
6	日用雑貨	68	7.6
7	食卓用具	48	5.4
8	喫煙具	47	5.3
9	文房具	39	4.4
10	仏具	33	3.7
11	カットピース・端材、全形を保持した象牙	30	3.4
12	室内娯楽用具	29	3.3
13	その他	51	5.7
14	行っていない	61	6.9
	無回答	54	6.1
	全体	889	100.0

図表 2-4 象牙製品等の卸売・小売の有無 (n=889 複数回答)

卸売・小売をしている製品等が「有」と回答したのは、象牙製品を取り扱っている889事業者のうち774事業者であった。また、主な製品の取扱いについては、774事業者のうち52.8%が「印章」、17.2%が「装身具」、16.9%が「調度品」を取り扱っていると回答した。

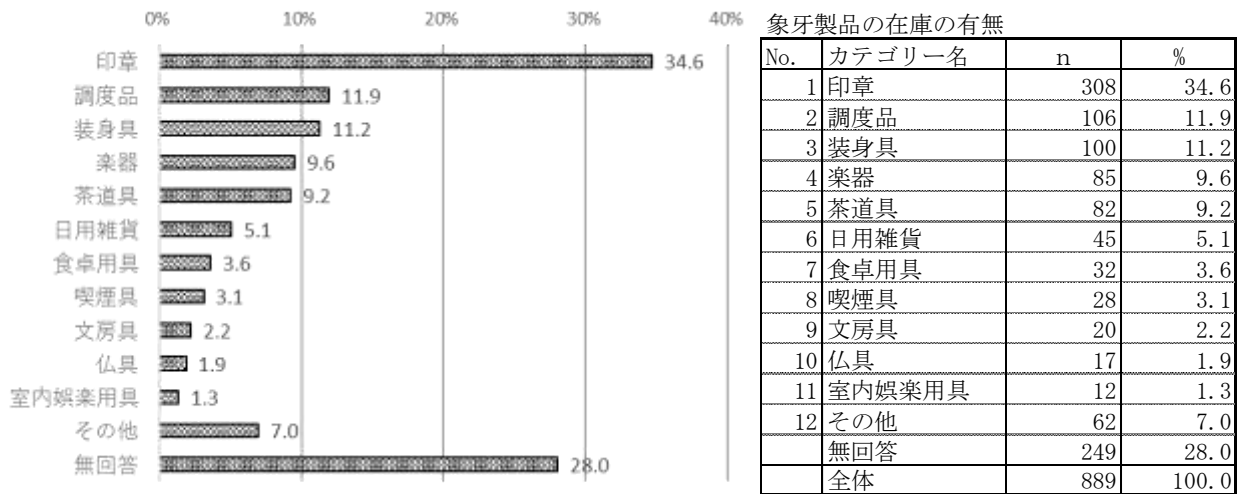
製造・加工もしくは卸売・小売の少なくともどちらかで印章を取り扱っていると回答したのは438事業者で、象牙製品等を取扱っていると回答した889事業者のうち、49.3%を占める。

3) 象牙製品等の在庫について

3-1 象牙製品の在庫（複数回答可）

【象牙製品の在庫の有無】

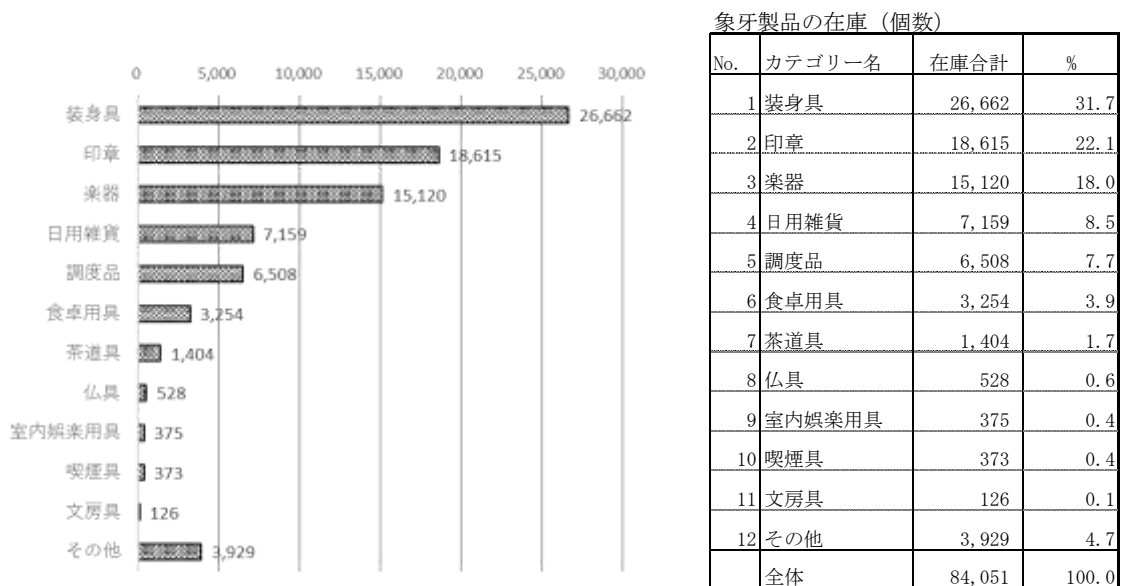
象牙製品種別の在庫で最も多かったものは「印章」で34.6%、次いで「調度品」が11.9%、「装身具」が11.2%となった。「その他」と回答した記述内容を見ると、端材、化粧道具、食箸などの意見があった。



図表 2-5 象牙製品の在庫の有無 (n=889)

【象牙製品の在庫（個数）】

象牙製品の在庫（個数）の合計は84,051で、最も多かったものは、「装身具」が26,662個（31.7%）、次いで「印章」が18,615個（22.1%）、「楽器」が15,120個（18.0%）となった。

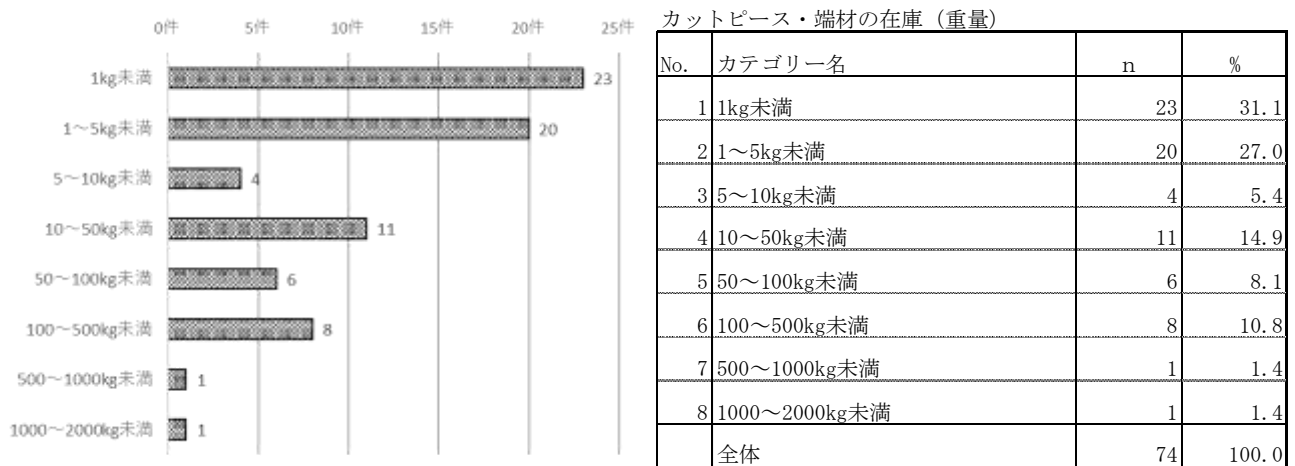


図表 2-6 象牙製品の在庫（個数）(n=84,051)

3-2 カットピース・端材及び全形を保持した象牙の在庫

【カットピース・端材の在庫（重量）】

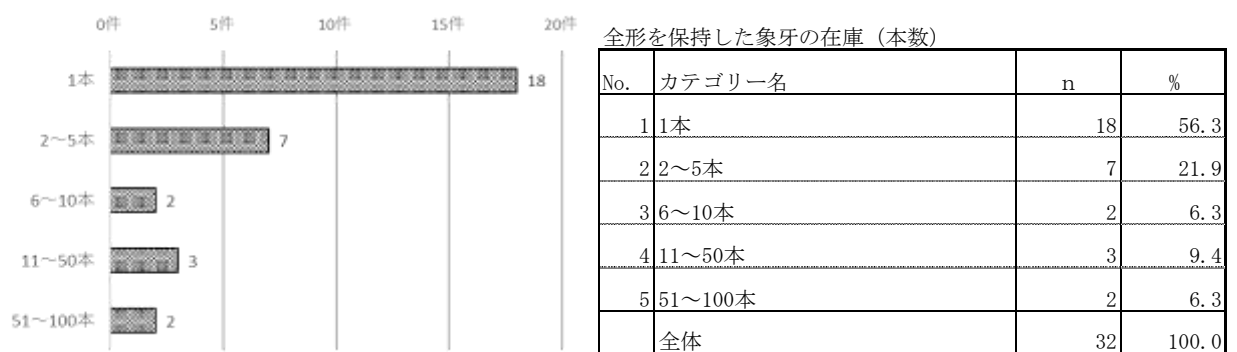
カットピース・端材などの在庫（重量）について回答があったのは74で、総重量は3,855kgであり、内容としては「1kg未満」の回答が23件と最も多かった。



図表 2-7 カットピース・端材の在庫（重量）（n=74）

【全形を保持した象牙の在庫（本数）】

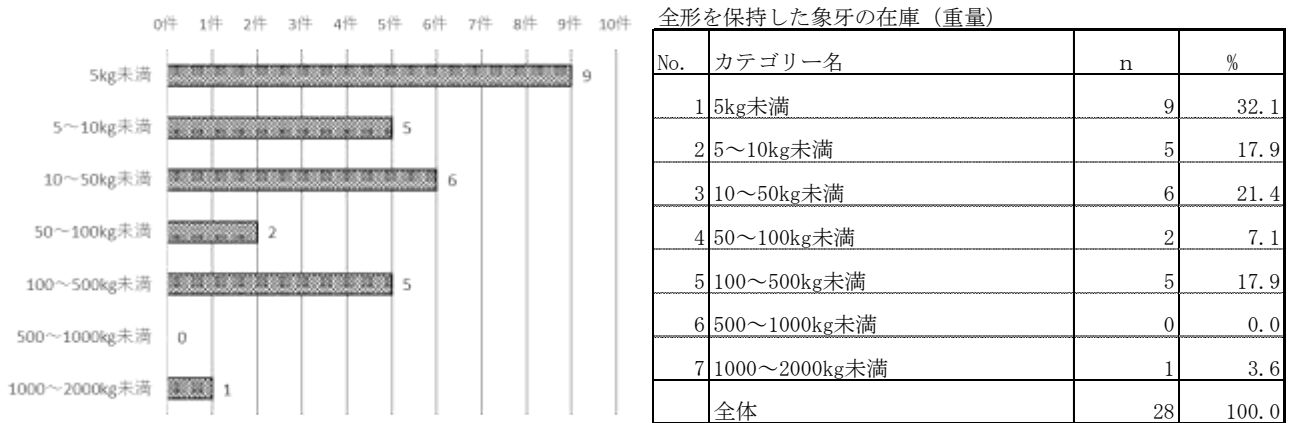
全形を保持した象牙の在庫（本数）について回答があったのは32で、総数は282本であり、回答としては「1本」の回答が18件と最も多かった。



図表 2-8 全形を保持した象牙の在庫（本数）（n=32）

【全形を保持した象牙の在庫（重量）】

全形を保持した象牙の在庫（重量）について回答があったのは28で、総重量は3,340kgであり、内容としては「5kg未満」の回答が9件と最も多かった。



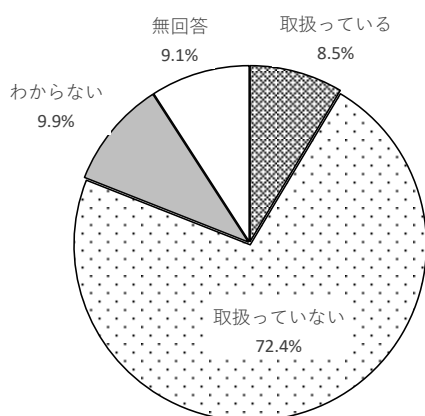
図表 2-9 全形を保持した象牙の在庫（重量）（n=28）

4) 東京都指定の伝統工芸品の取扱いについて

4-1 象牙を使用した東京都指定の伝統工芸品の取扱いの有無

象牙を使用した東京都指定の伝統工芸品の取扱いについては、「取扱っている」が8.5%、「取扱っていない」が72.4%、「わからない」が9.9%と、取扱っていたのは全体の約1割であった。

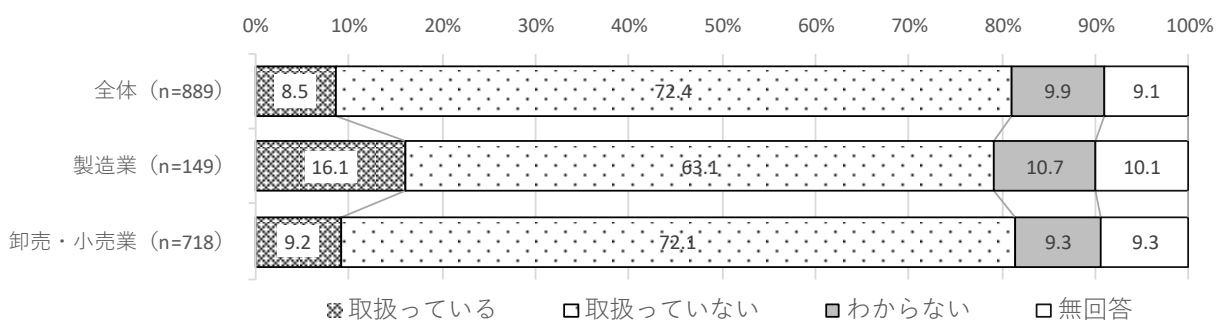
業態別でみると、製造業が16.1%、卸売・小売業が9.2%で「取扱っている」と回答した。



象牙を使用した東京都指定の伝統工芸品の取扱いの有無

No.	カテゴリー名	n	%
1	取扱っている	76	8.5
2	取扱っていない	644	72.4
3	わからない	88	9.9
	無回答	81	9.1
	全体	889	100.0

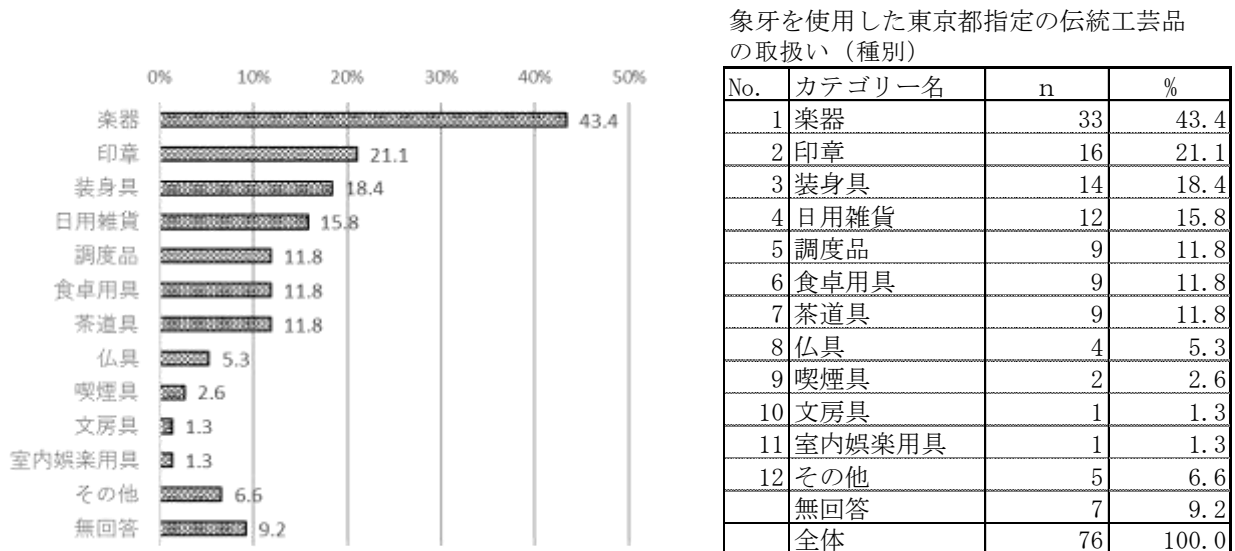
図表 2-10 象牙を使用した東京都指定の伝統工芸品の取扱いの有無 (n=889)



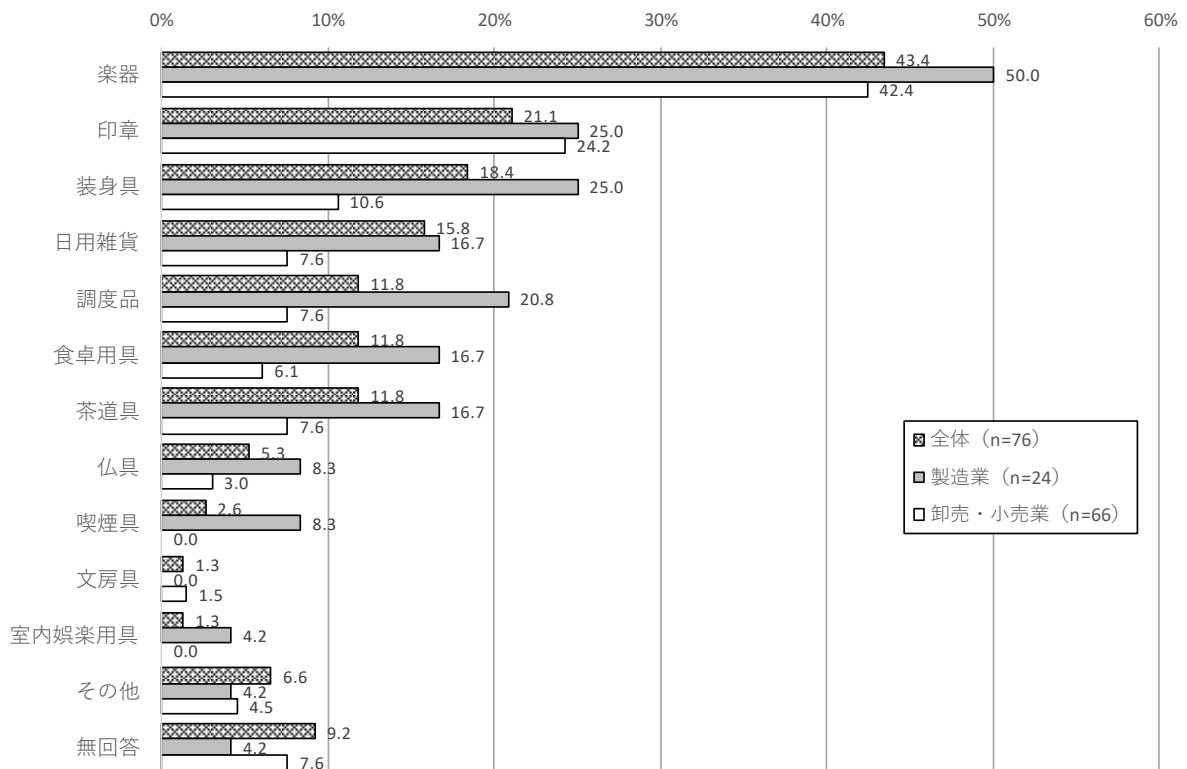
図表 2-11 象牙を使用した東京都指定の伝統工芸品の取扱いの有無 (業態別)

4-2 象牙を使用した東京都指定の伝統工芸品の取扱い（種別）（複数回答可）

象牙を使用した東京都指定の伝統工芸品の取扱いで最も多かったものは「楽器」で43.4%、次いで「印章」が21.1%、「装身具」が18.4%となった。「その他」と回答した記述内容を見ると、和裁ヘラ、はさみ、くしなどの意見があった。



図表 2-12 象牙を使用した東京都指定の伝統工芸品の取扱い（n=76 複数回答可）



図表 2-13 象牙を使用した東京都指定の伝統工芸品の取扱い（業態別）

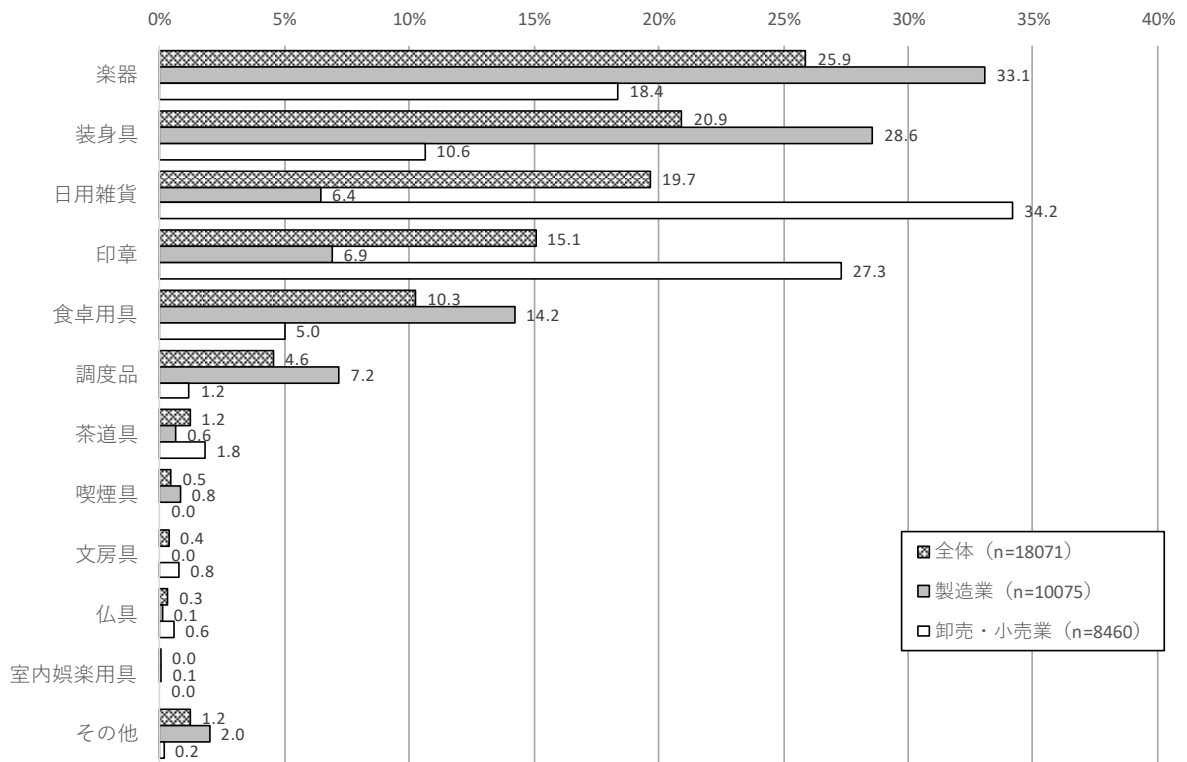
4-3 象牙を使用した東京都指定の伝統工芸品の在庫（個数）（複数回答可）

現在の象牙を使用した東京都指定の伝統工芸品種別の在庫（個数）の合計は 18,071 個で、最も多かったのは「楽器」で 4,680 個（25.9%）、次いで「装身具」で 3,784 個（20.9%）、「日用雑貨」で 3,555 個（19.7%）となっている。

業態別でみると、製造業は「楽器」、卸売・小売業は「日用雑貨」が最も多かった。



図表 2-14 象牙を使用した東京都指定の伝統工芸品の在庫（個数）（n=18,071）



図表 2-15 象牙を使用した東京都指定の伝統工芸品種別の在庫割合（業態別）

5) 象牙製品等の売上、販売先について

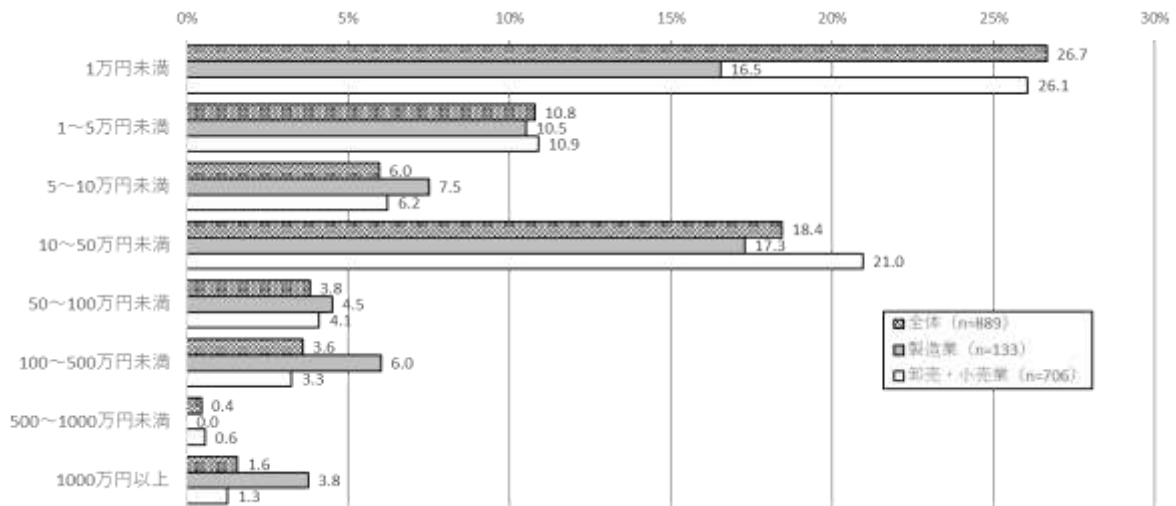
5-1 年間売上金額

【象牙製品等の年間売上金額】

象牙製品等の年間売上金額の有効回答数は634件、全体平均は約81万円であった。
業態別の平均売上金額は、製造業で約230万円、卸売・小売業で約43万円であった。



図表 2-16 象牙製品等の年間売上金額 (n=889)



	合計	象牙製品等年間の売上									平均(万円)
		1万円未満	1～5万円未満	5～10万円未満	10～50万円未満	50～100万円未満	100～500万円未満	500～1000万円未満	1000万円以上	無回答	
全体	889	237	96	53	164	34	32	4	14	255	81.2
	100.0	26.7	10.8	6.0	18.4	3.8	3.6	0.4	1.6	28.7	
製造業	133	22	14	10	23	6	8	0	5	45	230.2
	100.0	16.5	10.5	7.5	17.3	4.5	6.0	0.0	3.8	33.8	
卸売・小売業	706	184	77	44	148	29	23	4	9	188	43.4
	100.0	26.1	10.9	6.2	21.0	4.1	3.3	0.6	1.3	26.6	

図表 2-17 象牙製品等の年間売上金額 (業態別)

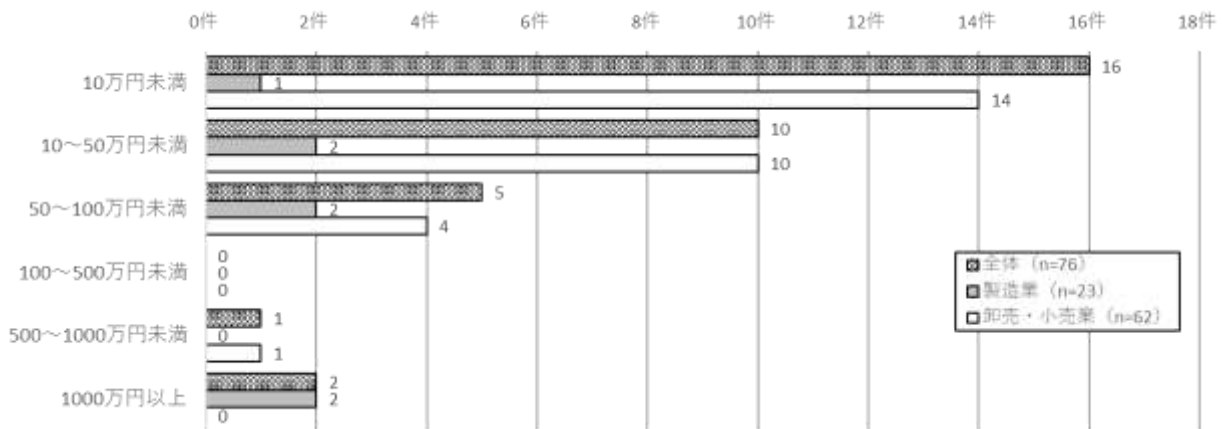
【象牙を使用した東京都指定伝統工芸品の売上金額】

象牙を使用した東京都指定伝統工芸品の有効回答数は 34 件、平均売上金額は約 360 万円であった。

業態別の平均売上金額は、製造業で約 1595 万円、卸売・小売業で約 20 万円であった。



図表 2-18 象牙を使用した東京都指定伝統工芸品の売上金額別件数 (n=76)



	合計	象牙を使用した東京都指定伝統工芸品の売上金額別件数							平均(万円)
		10万円未満	10～50万円未満	50～100万円未満	100～500万円未満	500～1000万円未満	1000万円以上	無回答	
全体	76	16	10	5	0	1	2	42	360.8
	100.0	21.1	13.2	6.6	0.0	1.3	2.6	55.3	
製造業	23	1	2	2	0	0	2	16	1595.4
	100.0	4.3	8.7	8.7	0.0	0.0	8.7	69.6	
卸売・小売業	62	14	10	4	0	1	0	33	19.6
	100.0	22.6	16.1	6.5	0.0	1.6	0.0	53.2	

図表 2-19 象牙を使用した東京都指定伝統工芸品の売上金額 (業態別)

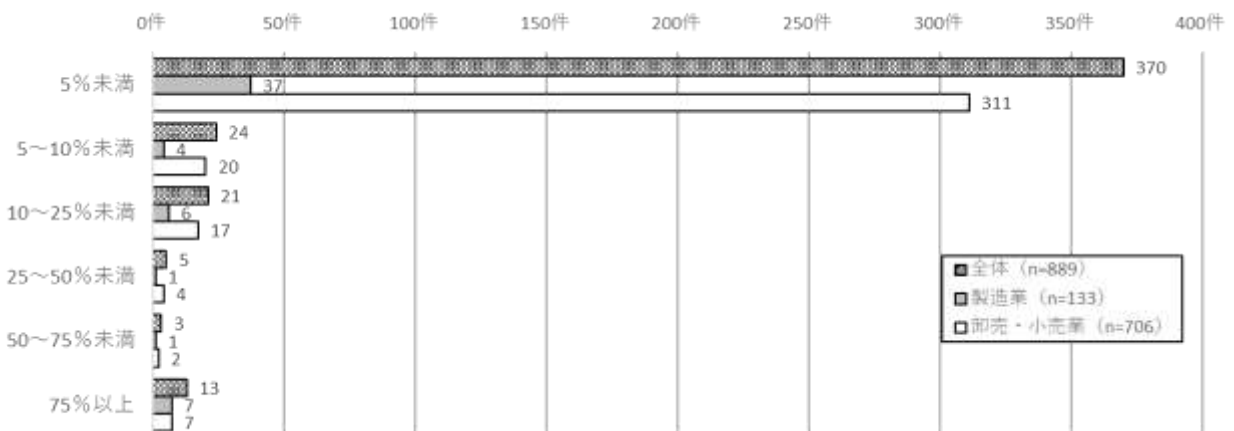
【象牙製品等の売上が占める割合】

事業全体の売上のうち、象牙および象牙製品の売上が占める割合の有効回答数は 436 件、平均値は約 5.1%であった。

業態別でも、売上の平均割合は、「5%未満」と回答した割合が最も多かった。



図表 2-20 象牙製品等の売上が占める割合 (n=889)

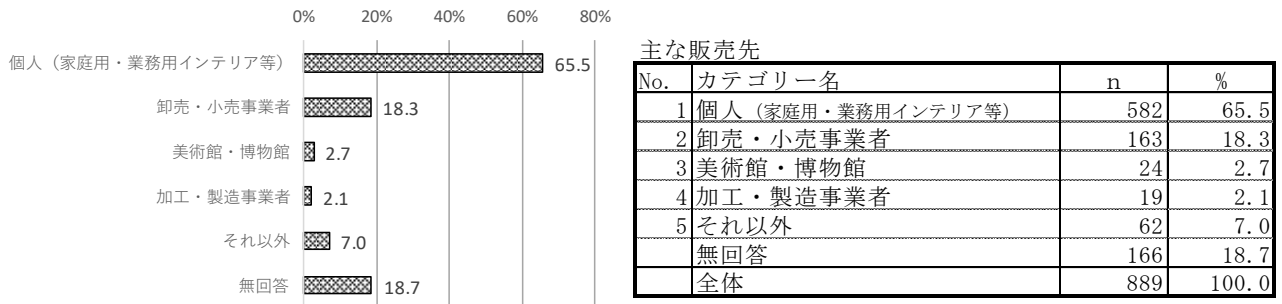


図表 2-21 象牙製品等の売上が占める割合 (業態別) (n=889)

	合計	象牙製品等の売上が占める割合							平均
		5%未満	5～10%未満	10～25%未満	25～50%未満	50～75%未満	75%以上	無回答	
全体	889	370	24	21	5	3	13	453	5.1
	100.0	41.6	2.7	2.4	0.6	0.3	1.5	51.0	
製造業	133	37	4	6	1	1	7	77	16.2
	100.0	27.8	3.0	4.5	0.8	0.8	5.3	57.9	
卸売・小売業	706	311	20	17	4	2	7	345	4.0
	100.0	44.1	2.8	2.4	0.6	0.3	1.0	48.9	

5-2 主な販売先（複数回答可）

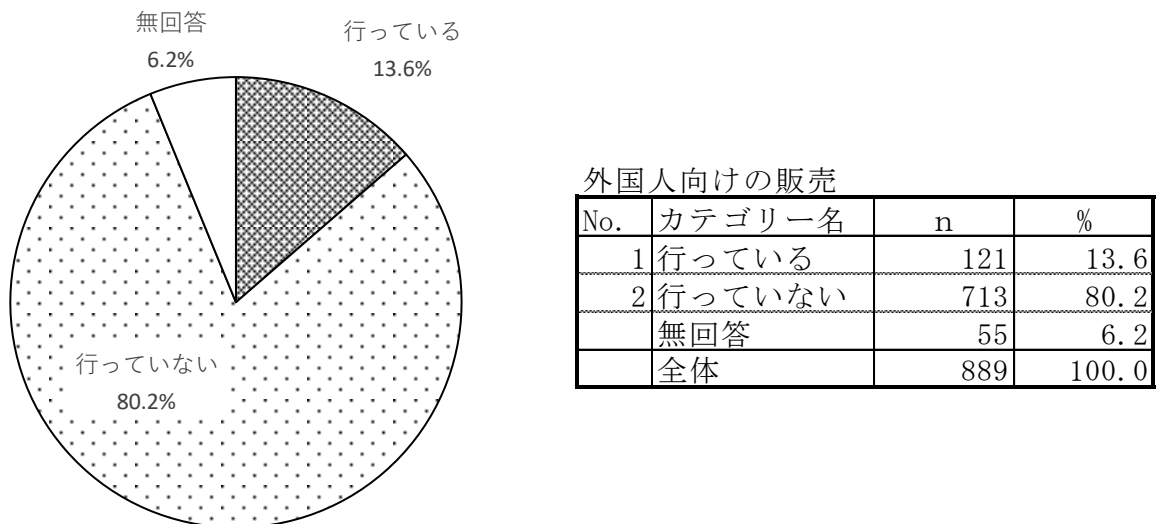
主な販売先で最も多かったものは「個人（家庭用・業務用インテリア等）」で65.5%、次いで「卸売・小売事業者」が18.3%、「それ以外」が7.0%となった。「それ以外」と回答した記述内容をみると、デパートの催事、オークション、大学（研究用）、などの意見があった。



図表 2-22 主な販売先 (n=889 複数回答可)

5-3 外国人向けの販売の有無

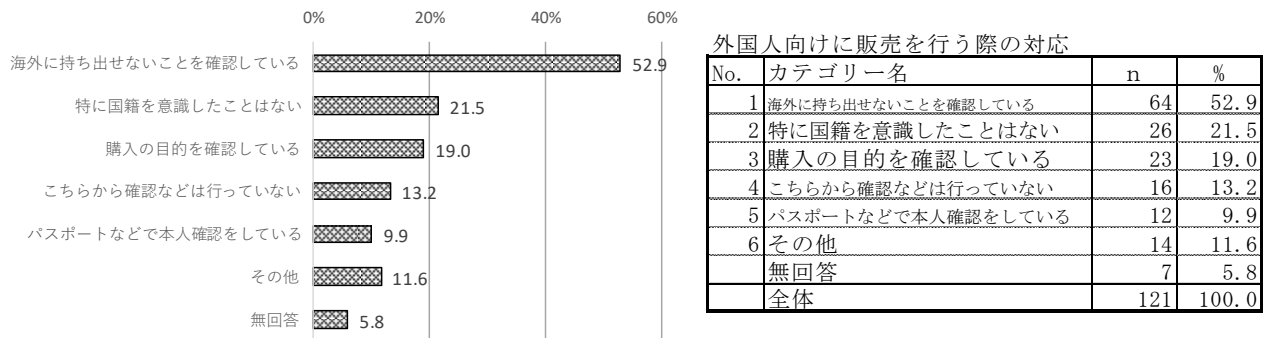
外国人向けの販売については、「行っている」が13.6%、「行っていない」が80.2%で、全体の約8割は「行っていない」と回答した。



図表 2-23 外国人向けの販売の有無 (n=889)

5-4 外国人向けに販売を行う際の対応（複数回答可）

外国人向けに販売を行う際の対応については「海外に持ち出せないことを確認している」52.9%と全体の半数以上は確認を行っていた。一方で、「特に国籍を意識したことはない」が21.5%、「こちらから確認などは行っていない」は13.2%となった。「その他」と回答した記述内容をみると、海外持出不可のポスターを掲出、外国人に象牙を売ったことはない、軸先を取り変えて販売するなどの意見があった。



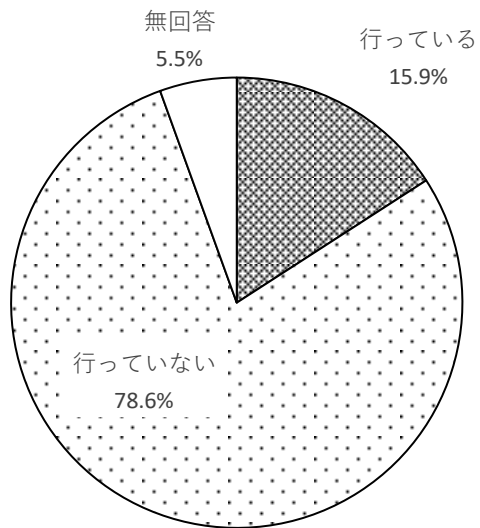
図表 2-24 外国人向けに販売を行う際の対応（n=121 複数回答可）

「海外に持ち出せないことを確認している」「購入の目的を確認している」「パスポート等で本人確認をしている」等、外国人向けの販売を行う際、何らかの確認を行っているとは回答したのは78事業者で、外国人向けに販売を行っているとは回答した121事業者のうち、64.5%を占める。

一方、「特に国籍を意識したことがない」「こちらから確認をおこなっていない」等、外国人向けの販売について、特に対応を行っていないとは回答したのは36事業者で、29.8%を占める。

5-5 インターネットによる販売の有無

インターネットによる販売については、「行っている」が15.9%、「行っていない」が78.6%で、行っているは全体の2割未満であった。



インターネットによる販売

No.	カテゴリー名	n	%
1	行っている	141	15.9
2	行っていない	699	78.6
	無回答	49	5.5
	全体	889	100.0

図表 2-25 インターネットによる販売の有無 (n=889)

6) 自由意見

象牙に関する市場・取引について

- ・ 当方は古物店を営んでおり、買い取った品をネットオークションで売却しておりますが、現在象牙製品に関して出品が禁止されているため売却手段が無いことから現在買取はお断りしている状況です。現在の規制のために高価な象牙を持っている方は現金化できず大変困っていると思います。今までに作られた象牙製品の取扱い方について明確な指針を示してほしいと感じます。
- ・ インターネットでも売買ができなくなっている（ヤフオク、メルカリなど）ので、取扱いができない。うちは主に100年以前の職人が造った細工物を主に扱っています。以前は中国人業者に売っていましたが、現在はまったく無く、日本人にたまに売れる程度です。
- ・ 規制の結果、中古品価格の下落もあり、規制開始よりまったく取引が無くなった。
- ・ 正倉院の時代からある美術工芸品を日本で管理するのは大変むずかしい。ほんの一部象牙が使われている品もある。象牙かどうか判断できるものも大変多いので、現在当店では扱わないようにしている。

現行の法制度について

【全体】

- ・ 厳しい規制のように感じますが、やはりこの位までしておかないといけないかとは思いますが、今後取り扱うことがありましたら、その事を念頭に置いて明確に管理したいと思います。
- ・ 象牙に関する規制が厳しすぎると思います。このままでは象牙業にたずさわる会社は無くなってしまふ。他の伝統工芸も消えつつあり、国全体できちっと考え、保護、育成してほしい。
- ・ カットピースまで規制は、いかななものと思われまふ。伝統工芸品、美術品の技法がすたれていくかもしれません。置物としての全形の牙のみ規制でいいと思います。
- ・ 楽器製造同業者のすべての方々が、ちゃんと登録しているか確認して頂きたい。現在でも不登録者が多く不公平である気がします。
- ・ 中途半端な規制ではなく、美術館博物館以外での取引を禁止として欲しい。
- ・ 生活必需品ではないため、伝統工芸品については残念ですが、種の保存の方が重要ですので、全面禁止になっても構わないと思われまふ。
- ・ まだこの制度を甘く考えている方が沢山いるようです。効果をあげるには罰則をきびしくするしかないと思います。

【特別国際種事業登録（更新）料】

- ・ 楽器には古い時代に制作されたものに象牙が使用されている事が多いので登録をした。象牙自体の加工取付依頼はとても少ないのが現状。それなのに事業者登録の費用や更新の費用は個人事業主としては負担が大きい。事業規模によって費用の変動があるべきと思う。大手楽器販売店と同じ費用と言うのはまったく理解できません。

- ・ 象牙製品の販売免許の更新料金が高すぎる。名義変更、代替わりの際になぜ余計なお金を（高過ぎ）取るのかがわからない。意味不明。改善してほしい。

【年代測定】

- ・ 規制は必要ですが、高額な費用のかかる（年代測定等）には、補助金等があっても良いのではないのでしょうか。譲り受ける方々ばかりで、説明していてかわいそうです。

【トレーサビリティ】

- ・ 法に則り採取されたものと、そうではないものを製品になった段階で見分ける事ができない。どんな小さな物からでも、識別番号等で遡れる必要性を感じます。個人の意見ですが。

【代替品】

- ・ 茶入の蓋などは、古来より使用しているので代用品は、どうすればよいかわかりません。業界ではプラ製品に登録書が付いていますが、どうしてでしょう？

文化・伝統について

- ・ 三味線の楽器において象牙（駒、撥等）は音色を左右する重要なもので、なくてはならない物です。これに変わる物はありません。取扱いが出来なくなると歌舞伎など日本の文化に支障をきたします。国としての象牙保護をお願い致します。
- ・ 和楽器に使用する象牙は単純に装飾のためのものではなく、音色に影響する大事な素材です。日本の伝統文化の存続のためにも、音色に影響する部材に関しては、特例で使用を認めて頂きたいと思います。
- ・ 伝統技術により顧客の要望に対処できる製品を製造販売しております。製品は全て手造りの為数は限られますが、伝統の象牙製品の良さを次の世代に残せる様計らっていただきたいと思います。
- ・ 美術品、文化財に対しては、象牙軸が伝統的に用いられており、それらに対しては規制緩和して頂くことを要望します。
- ・ 当方は骨とう茶道具を取扱っておりますが、茶入の蓋などは象牙ですが 100 年以上経た物が大半です。少なくとも 100 年以上前の物でしたら対象から外しても良いかと思う。
- ・ 新材であればともかく、一定期間（100 年等）経過した美術工芸に一部使用されたものについては、規制を緩和する働きかけをするべきだと思う。歴史文化財の相互流通を阻害している。
- ・ 当店では取扱いがありませんが、工芸品・骨董品の中にはごく一部だけ非常に小さい部分に象牙を使っている作品が多くあります。そのような作品を登録の例外として、例えば 1cm 以下なら登録不要の例外として頂くと有難いと思います。
- ・ 象牙根付のような伝統工芸は保護するべきだと思います。もちろん象牙の取引等は管理される必要は理解しますが、多くの象牙根付は 100g 以下の小さなものです。象牙の端材を使って作る場合が多いです。100g 未満の端材等は管理の対象外とするなど簡素な規制を望みます。

情報の発信について

- 現在象牙印章を取り扱っている業者（製造、卸、小売）は「種の保存法」を守り、特別国際種事業者として販売している。販売している象牙（印章）は密輸象牙ではない事を一般消費者に国から発信してもらいたい。
- 象の生態調査に基づき、公平公正な取引ができるよう、国内で周知して欲しい。法規を遵守していても一般の方に伝わりにくいので、「国内取引が認められていること」を、また「象牙を海外に持ち出せないこと」を一般の方に伝えてもらいたい。また、外国人観光客や外国人居住者から本国への送達などには充分注意を促して欲しい。
- 象牙の取扱いについてガイドラインなど不明。取扱業者として必要な知識と、購入者としての知識もわからない。何が正しくて、何がいけないのかを周知してほしい。
- 現在口頭やオリジナルの説明書をつけて国外に出さない事という事を説明・注意していますが、（外国人の旅行客にはおことわりしています）国や行政が発行したプリント（お客様用）があると説得力があって助かります。

その他

- 現在、当方の在庫の九割以上の素材は、1991年ワシントン条約規制前の物です。その事実は、年代測定検査でも証明できます。在庫を抜き打ち検査で選んでもらい、その証明書を店頭に掲示し販売したら好いのではないのでしょうか。
- 希少素材かつ加工する関係者の減少の中で、夢のある後継者の育成と生活感のある現実性のある市場開発が急務と考えます。
- 現在の日本国の象牙取引管理体制は、完備されたものです。象牙の取扱い、輸入の禁止等の措置は、かえって密猟、密輸を増加させることにつながります。適切な管理体制の継続を願っております。
- 法令に基づき適切な販売を行っているので、東京都が規制を行うことは、国の考え方と齟齬が生じる事となります。ご承知の通り現在国内で流通している象牙印材はワシントン条約の規制がかかる前のものです。例え取引に規制がかかったとしても、密猟が無くなる訳ではありません。どうか、ひとつの局面だけを見て判断することのないようお願い申し上げます。
- アフリカ象保護のためテロリストの資金源を絶つため東京都は率先して条例で象牙取引を禁止すべきだと思います。
- 漆工芸の公募展や団体展に作品を出品しています。象牙は加飾の素材として彫刻し、漆作品に象嵌します。漆は白が出しにくいので、柔らかな白（アイボリー）で繊細な彫が出来る象牙は使い易く美しい素材です。また、技法的には江戸時代から続くやり方でもあります。最近では世間の雰囲気否定的なため、象牙使用を控えています。きちんと管理する事で、世間に認められ、使用～販売&発表等出来る事を望みます。
- 祖父の代から90年以上、家業として技術を継承してきましたが材料の入手よりメディアの片寄った報道により、悪徳業種のようなレッテルを貼られたイメージで販路が急速に縮小してしまいました。正当に法律を厳守している会社が経営を圧迫され、世論から非難を浴び子供に胸を張って来た技術が、今では従業員を募集しても将来的にも世間的にも悲観され集まり

ません。合法的な商売している所がなくなり非合法的な所しか残らないと思います。不正な物を扱うなら商売辞める覚悟であります。

3. (参考資料) アンケート調査票

象牙市場の実態調査アンケート

- 本調査は、一般財団法人自然環境研究センターのホームページ内に公表されている『特別国際種事業者登録簿』の内、都内に所在地がある方々にお送りしています。
- 御回答いただいた内容については、東京都における施策を検討するための資料として利用し、それ以外での利用及び第三者への提供は行いません。
- 本調査の結果は、統計的に処理した集計結果のみを公表し、個々の企業が特定される個別の回答内容については一切公表いたしません。
- ご記入は、選択肢の中から該当する番号を選んでいただくか、選択肢の内「その他」をお選びになった場合は、その内容を（ ）内に、具体的にご記入ください。
- ※Q3以降の象牙製品等の種別については、参考資料別紙①をご参照ください。
- ※Q5、Q6についてご回答の際には、一般財団法人自然環境研究センターに申請した「特別国際種事業者登録（更新）申請書 在庫量」、全形を保持した象牙の「登録票」をご参考にご記入ください。参考資料別紙②～④をご参照ください。

1 事業内容について

Q1 貴社（貴店）の現在の業態（主たる事業）はどれにあてはまりますか？（1つに○）
 ※複数の経済活動を行っている場合は、主要な活動（利益や売上高などが最も大きいもの）を選択してください。）

※製品を製造して販売している場合は、下記のとおりとしてください。

- ①製造して、事業者に卸している場合→製造業
- ②製造して、店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合→製造業
- ③製造して、製造と同じ場所にある販売施設によって、その場で消費者に販売している場合→小売業

■製造業

- | | | |
|---------|-------------|--------------|
| 1-1 印章 | 1-2 装身具・装飾品 | 1-3 楽器部品・同材料 |
| 1-4 調度品 | 1-5 その他（ ） | |

■卸売業

- | | | |
|-------------|---------|-------------|
| 2-1 各種商品卸売 | 2-2 印章 | 2-3 装身具・装飾品 |
| 2-4 楽器部品・材料 | 2-5 調度品 | 2-6 その他（ ） |

■小売業

- | | | |
|--|---|------------|
| 3-1 各種商品の小売業
（百貨店・総合スーパー等）
※衣食住にわたる各種の商品を小売する事業所で、主たる販売商品が判別できない事業所で常時従業員50人以上
※従業員が常時50人以上であっても衣食住にわたらない事業所は主たる販売商品に分類 | 3-2 各種商品の小売業
※衣食住にわたる各種の商品を小売する事業所で、主たる販売商品が判別できない事業所で常時従業員50人未満
例)百貨店・総合スーパー（従業員が常時50人未満）、ミニスーパー、よろず屋等 | 3-3 印章 |
| 3-4 文房具 | 3-5 装身具・装飾品・ジュエリー | 3-6 楽器 |
| 3-7 美術品・骨董品 | 3-8 中古品(骨董品・美術品除く) | 3-9 その他（ ） |

■その他

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 4-1 質屋 | 4-2 オークション | 4-3 美術館・博物館 |
| 4-4 その他（ ） | | |

2 象牙製品等の取扱いについて

Q2 現在、象牙製品等の取扱いはしていますか？（1つに○）

- 1 取り扱っている
 2 取り扱っていない ⇒ Q14へ

【 Q2で「1. 取り扱っている」と答えた場合にお聞きします。】

Q3 以下の象牙製品等について製造・加工を行っていますか？（あてはまるもの全てに○）

※別紙①参照

- | | |
|-----------|--------------|
| 1 印章 | 2 調度品 |
| 3 文房具 | 4 楽器 |
| 5 食卓用具 | 6 日用雑貨 |
| 7 装身具 | 8 喫煙具 |
| 9 仏具 | 10 茶道具 |
| 11 室内娯楽用具 | 12 カットピース・端材 |
| 13 行っていない | 14 その他（ ） |

Q4 以下の象牙製品について卸売・小売を行っていますか？（あてはまるもの全てに○）

※別紙①参照

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1 印章 | 2 調度品 |
| 3 文房具 | 4 楽器 |
| 5 食卓用具 | 6 日用雑貨 |
| 7 装身具 | 8 喫煙具 |
| 9 仏具 | 10 茶道具 |
| 11 室内娯楽用具 | 12 カットピース・端材、全形を保持した象牙 |
| 13 行っていない | 14 その他（ ） |

3 象牙製品等の在庫について

Q5 以下の象牙製品等の取扱いがあれば、その在庫量をお答えください。

- | | | |
|-----------|--------|------------|
| 1 印章 | （数量： ） | ※別紙②のアの合計数 |
| 2 調度品 | （数量： ） | ※別紙②のイの合計数 |
| 3 文房具 | （数量： ） | ※別紙②のウの合計数 |
| 4 楽器 | （数量： ） | ※別紙②のエの合計数 |
| 5 食卓用具 | （数量： ） | ※別紙②のオの合計数 |
| 6 日用雑貨 | （数量： ） | ※別紙②のカの合計数 |
| 7 装身具 | （数量： ） | ※別紙②のキの合計数 |
| 8 喫煙具 | （数量： ） | ※別紙②のクの合計数 |
| 9 仏具 | （数量： ） | ※別紙②のケの合計数 |
| 10 茶道具 | （数量： ） | ※別紙②のコの合計数 |
| 11 室内娯楽用具 | （数量： ） | ※別紙②のサの合計数 |
| 12 その他（ ） | （数量： ） | ※別紙②のシの合計数 |

Q6 カットピース・端材及び全形を保持した象牙について、その在庫量をお答えください。			
象牙カットピース・端材など	(重量:)	kg)	※別紙②のスの重量
全形を保持した象牙	(本数:)	本)	※別紙③のセの数
全形を保持した象牙	(重量:)	kg)	※登録した全形を保持した象牙の重量の合計を記載 別紙④のシの合計

4 東京都指定の伝統工芸品の取扱いについて

(※1) 東京都指定の伝統工芸品とは、製造工程、技術・技法、原材料について指定された内容で作られている伝統工芸品です。
目印として、右記のマークが表示されていることがあります。
(表示されていない場合でも、東京都指定の伝統工芸品の場合があります。)

(※2) 「取り扱っている」とは次のような形態を指します。
①指定された材料を使って、製造している
②指定された材料を使って製造された製品を販売している(卸売も含む)



Q7 象牙を使った東京都指定の伝統工芸品の取り扱いをしていますか？(1つに○)
※取り扱う製品の内、1つでも東京都指定の象牙を使った伝統工芸品を取り扱っている場合は、「1 取り扱っている」を選択してください。

1 取り扱っている
2 取り扱っていない ⇒ Q9へ
3 わからない ⇒ Q9へ

【 Q7で「1. 取り扱っている」と答えた場合にお聞きます。】

Q8 貴社(貴店)が取り扱っている、象牙を使用した東京都指定の伝統工芸品について、あてはまる製品の番号に○をしてください(あてはまるもの全て)。また、その在庫量をお答えください。

1 印章	(数量:)
2 調度品	(数量:)
3 文房具	(数量:)
4 楽器	(数量:)
5 食卓用具	(数量:)
6 日用雑貨	(数量:)
7 装身具	(数量:)
8 喫煙具	(数量:)
9 仏具	(数量:)
10 茶道具	(数量:)
11 室内娯楽用具	(数量:)
12 その他 ()	(数量:)

5 象牙製品等の売上、販売先について

Q9 象牙製品等の年間の売上金額についてお答えください。

象牙製品等年間の売上	(約	万円)	
・うち、象牙製品等の東京都指定伝統工芸品の売上金額	(約		万円)
事業全体の売上のうち、象牙製品等の売上が占める割合	(約		%)

Q10 主な販売先はどこですか？

あてはまるもの全てに○をして、その売上の割合をお答えください。

1 個人（家庭用・業務用インテリア等）	(全体からみて約	%)	
2 加工・製造事業者	(全体からみて約	%)	
3 卸売・小売事業者	(全体からみて約	%)	
4 美術館・博物館	(全体からみて約	%)	
5 それ以外（	）	(全体からみて約	%)

Q11 外国人向けに販売を行っていますか。(1つに○)

- 1 行っている
- 2 行っていない ⇒ Q13へ

Q12 外国人向けに販売を行う際の対応についてお答えください。(複数回答可)

- 1 海外に持ち出せないことを確認している
- 2 パスポートなどで本人確認をしている
- 3 購入の目的を確認している
- 4 こちらから確認などは行っていない
- 5 特に国籍を意識したことはない
- 6 その他（

Q13 インターネットによる販売は行っていますか？(1つに○)

- 1 行っている
- 2 行っていない

6 自由意見

Q14 現在の象牙取引に関する規制のあり方、今後の象牙製品等の取り扱い、国や東京都へのご意見・ご要望など、どのようなことでも結構ですので、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

記入した調査票を同封した返信用封筒に入れ、3月9日(月)までに切手を貼らずにご投函ください。